

建物から独立して出される屋外広告物の基準（サインポール、広告板、広告塔）を改正

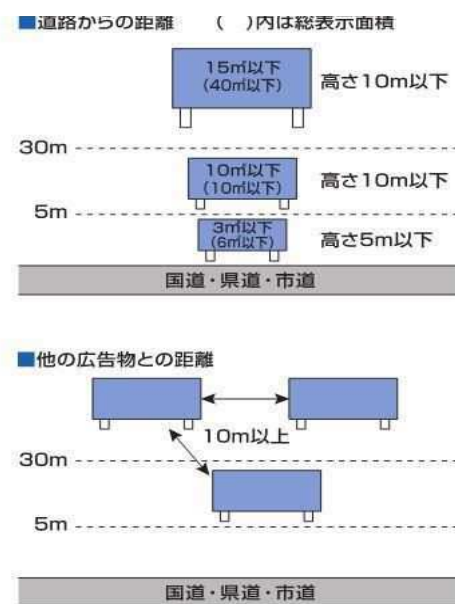
現行の許可基準

(1) 建物の敷地内に出す場合

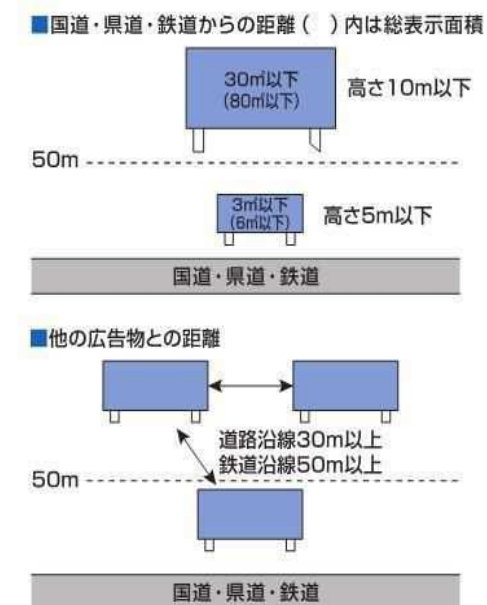
- ① 総表示面積は 10 m²以下であること。
- ② 上端の高さは、地上から 10m以下であること。
- ③ 道路上に出る場合は、下端の高さが歩道から 3m以上、車道上にあつては 4.5m以上であること。

(2) 建物の敷地外の空地や農地に出す場合

- ① 都市計画法第 2 章による用途地域内に出す場合の基準



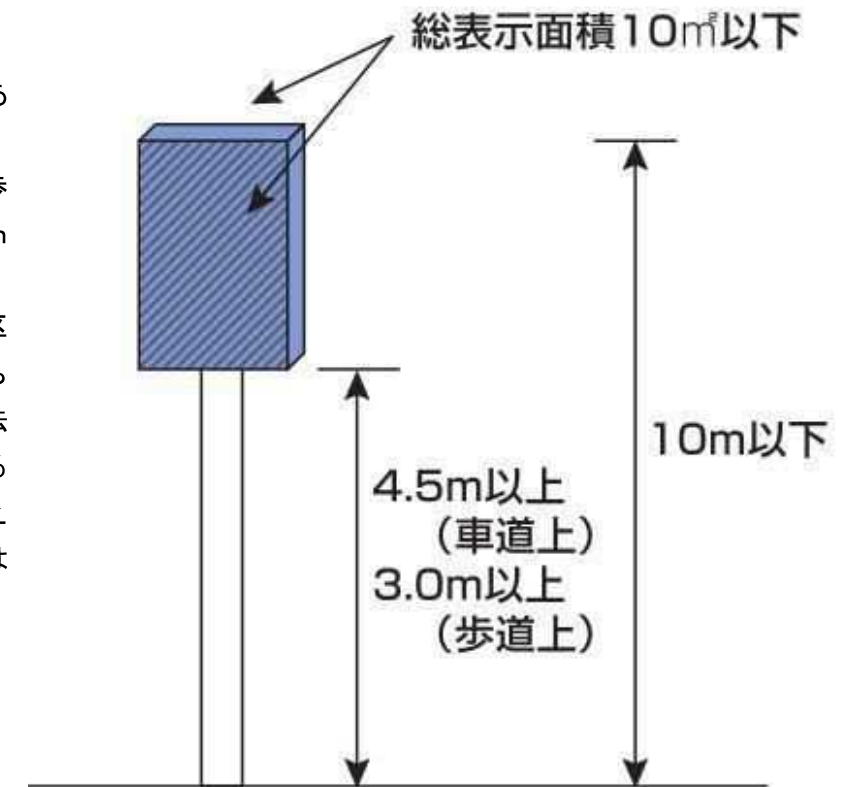
- ② 用途地域以外の場所に出す場合の基準



規則改正後の許可基準

(1) 、(2) の基準を以下に統一

- ① 総表示面積は 10 m²以下であること。
- ② 上端の高さは、地上から 10m以下であること。
- ③ 道路上に出る場合は、下端の高さが歩道から 3m以上、車道上にあつては 4.5m以上であること。
- ④ 用途地域が定められていない土地の区域にあつては、使用されている色のうち面積が最大なもの彩度（産業標準化法に基づく日本産業企画 Z8721 に規定する彩度の表示方法によるもの）が 6 を超えないこと。ただし、自家広告についてはこの限りではない。



用途地域が定められていない土地の区域に一般広告物を掲出する場合は、使用されている色のうち面積が最大なもの彩度（日本工業規格 Z8721 に規定する彩度の表示方法によるものをいう。）が 6 を超えないこと。